

契印に準ずる措置に関する事務の取扱いについて

昭和63年3月18日総三第12号高等裁判所長
官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成4年2月28日総三第13号
平成5年6月30日総三第45号
平成11年2月3日総三第7号
平成11年12月9日総三第77号

標記の事務の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、昭和63年4月1日からこれによつてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。
記

1 裁判所又は裁判所職員が作成する民事事件、行政事件及び家事事件に関する文書に契印を行う場合には、契印に代え、これに準ずる措置を執ることができる。

2 1及び刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第58条第2項に定める契印に準ずる措置に関する事務の運用については、別に定める。